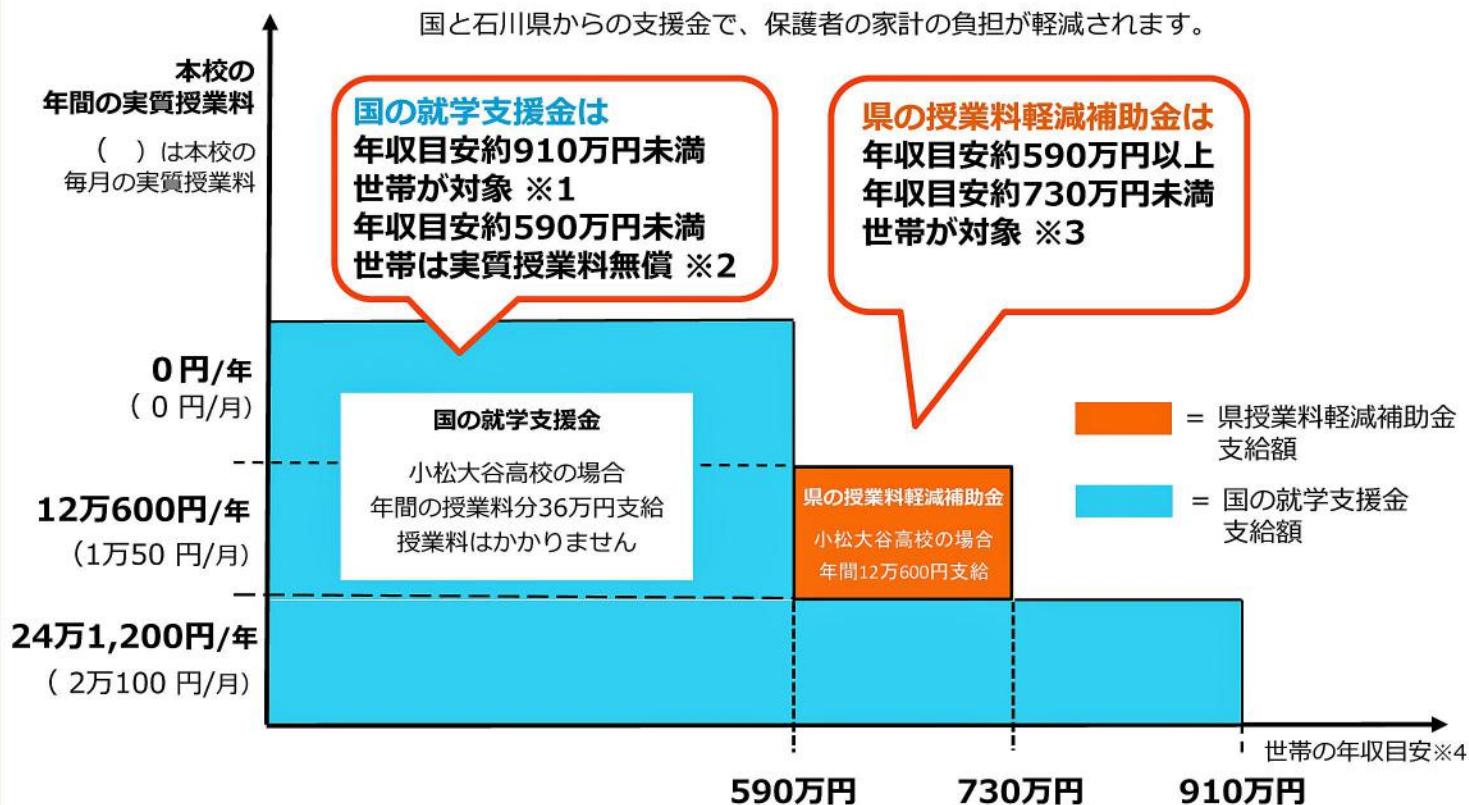


# 石川県独自の私立高校授業料への支援制度

(返還不要の助成)

高等学校就学支援金（国）に県独自の授業料支援が加算されます！  
(一定の所得要件を満たす世帯)

国と石川県からの支援金で、保護者の家計の負担が軽減されます。



※1 年収目安約910万円未満世帯は、国から「就学支援金」が支給されます。

※2 年収目安約590万円未満世帯は、国から本校の授業料全額分の「就学支援金」が支給されます。

※3 年収目安約590万円以上、年収約730万円未満世帯は、石川県から「授業料軽減補助金」が支給されます。

※4 世帯の年収の目安は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯をモデル  
(対象要件の判定は保護者全員の市町村民税の課税所得額の合計)

○ 国の就学支援金と県の授業料軽減補助金は、令和4年度のものです